

岐 阜 県 公 報

目 次

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	一
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則	(同)	二
訓 令 甲		
岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令	(同)	二
岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令	(同)	二

号外 (二) 平成二十一年 六月 一日

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十七号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三保健所長の部二十八の項第一号中「薬局開設者等(医薬品等の製造販売業者等を除く。)」を「販売業者等」に改め、「にあつては」の下に「薬局、配置販売業、卸売販売業、既存薬種商販売業及び旧薬種商販売業に関しては」を加え、同表建築事務所長の部に次のように加える。

- 十八 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務
- 1 法第六条第一項の規定により長期優良住宅建築等計画の認定をすること(法第八条第二項において準用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。)
 - 2 法第六条第三項の規定により長期優良住宅建築等計画を建築主事に通ずること。
 - 3 法第七条の規定により長期優良住宅建築等計画の認定をした旨を通知すること。
 - 4 法第十条の規定により地位の承継を承認すること。
 - 5 法第十二条の規定により認定計画実施者に対し、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について報告を求めること。

<p>6 法第十三条第一項及び第二項の規定により改善に必要な措置を命ずること。</p> <p>7 法第十四条第一項の規定により計画の認定を取り消すこと。</p> <p>8 法第十四条第二項の規定により計画の認定を取り消した旨を通知すること。</p> <p>9 法第十五条の規定により必要な助言及び指導を行うこと。</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三建築事務所長の部に十八の項を加える改正規定は、平成二十一年六月四日から施行する。</p> <p>岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成二十一年六月一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>岐阜県規則第六十八号</p> <p>岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則</p> <p>岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十八条第一項中「農政部」を「商工労働部、農政部」に改める。</p> <p>第二十条第五項中「二人」を「三人」に、「二人」を「一人」に、「技術」を「全国豊かな海づくり大会の企画及び技術」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>訓 令 甲</p> <p>岐阜県訓令甲第二十二号</p> <p>各 現 地 機 関</p> <p>庁 中 一 般</p>
<p>岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。</p> <p>平成二十一年六月一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令</p> <p>岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第四保健所及び保健所に置かれる事務所（岐阜保健所にあつては、岐阜市の区域に係る事務を含む。）の部一の項現地機関の長専決事項の欄第五号を削り、同欄第六号中「一般販売業（岐阜市の区域にあるものを除く）、薬種商販売業、配置販売業及び特例販売業をいう。以下この項において同じ。）を削り、同号を同欄第五号とし、同欄中第七号を第六号とし、同項現地機関の課長専決事項の欄第十九号及び第二十号を削り、同表家畜保健衛生所の部一の項中「動物用医薬品特例販売業」を「動物用医薬品特例店舗販売業」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、平成二十一年六月一日から施行する。</p> <p>岐阜県訓令甲第二十四号</p> <p>各 現 地 機 関</p> <p>庁 中 一 般</p>	<p>岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。</p> <p>平成二十一年六月一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令</p> <p>岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表三十四の項第一号中「薬局開設者等」を「販売業者等」に改める。</p>	<p>各 現 地 機 関</p> <p>庁 中 一 般</p>

附 則
この訓令は、平成二十一年六月一日から施行する。

平成二十一年六月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社